## 茨城県文化振興計画の概要

### 計画策定の趣旨・背景

#### く策定趣旨>

平成27年12月に施行された「茨城県文化振興条例」第8条に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、 「茨城県文化振興計画」を策定する。

なお、本計画は、茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン(H28~H32)」を補完し、文化振興の具体的推進を図るための部門 別計画である。

#### く背 景>

#### <社会情勢の変化>

- ・人口減少社会の到来と少子高齢化等の進展
- ・地方創生(H26~)
- ・東日本大震災からの復興 (H23~)
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピックの 開催決定 (H25)
- グローバル化の進展
- ・情報通信技術(ICT)の発展

#### <国の文化政策の動向>

- ・「文化芸術振興基本法」の施行(H13)
- ・「劇場, 音楽堂等の活性化に関する法律」の施 行(H24)
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4 次基本方針)の閣議決定(H27)
- ・「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本 構想」の発表 (H27)
- ・日本遺産の認定(H27~)

#### <本県の状況>

- ・アーカスプロジェクトの実施 (H6~)
- ・「いばらき文化振興ビジョン」の策定(H16)
- ・茨城国際音楽アカデミーinかさまの開催(H17~)
- ・国民文化祭の開催(H20)
- ・常陸国風土記 1300 年記念事業の実施 (H25)
- · 全国高等学校総合文化祭の開催(H26)
- · 県芸術祭開催 50 周年 (H27)
- ・「茨城県文化振興条例」の施行(H27)
- ・県民文化センター開館 50 周年 (H28)
- ・茨城県北芸術祭の開催 (H28)
- ・いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会の開催(H31)

◎計画期間:平成29年度から概ね5年間

# 計画の目標

## ◎基本目標

## ∼県民一人ひとりが主役~

文化が創る・つなぐ「人と地域が輝く いばらき」

☆本県が目指す10年後の将来像: 「茨城の心豊かな文化を育み,人と地域が輝く文化芸術大県」

#### ◎6つの基本的施策の柱を設定し各種施策を展開

## 計画推進のための基本的施策

#### 1 人材の育成等

- (1) 文化の担い手の育成及び確保
- (2) 次世代を担う子どもたちの育成
- (3) 文化に関する教育の充実

#### 2 文化の振興

- (1) 芸術の振興
- (2) 伝統文化の継承及び発展
- (3) 生活文化等の振興
- (4) 文化を活用した地域づくり
- (5) 文化交流の推進

#### 3 文化的資産の活用等

- (1) 文化的資産の活用
- (2) 文化財の保存等
- (3) 公共の建物等の建築に当たっての配慮

#### 4 文化活動の充実

- (1) 県民の文化活動の充実
- (2) 高齢者,障害者等の文化活動の充実
- (3) 青少年の文化活動の充実

#### 5 文化活動の支援体制の充実等

- (1) 文化情報の収集及び提供
- (2) 推進体制の整備
- (3) 文化施設の機能の充実
- (4) 地域における文化活動の支援
- (5) 財政上の措置
- (6) 顕彰

## 6 いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文 化の向上

(1) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムの実施

#### ◎進行管理

- ① 毎年度、本計画に基づく事業の実施状況等を調査し、文化審議会において事業効果の検証等による評価を実施
- ② 県民に本計画の進捗状況や事業の評価結果等を公表(年次報告書による)
- ③ 評価結果等をフィードバックし、今後の事業改善等に反映